

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年9月22日（令和4年（行情）諮問第545号ないし同第547号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行情）答申第377号ないし同第379号）

事件名：特別防衛監察における特定職員に係る聴取結果記録書の一部開示決定に関する件

特別防衛監察における特定職員に係る聴取結果記録書の一部開示決定に関する件

特別防衛監察における特定職員に係る聴取結果記録書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる9文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年7月13日付け防官文第11534号ないし同第11536号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、不開示部分のうち、「聴取内容の全て」について開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、防衛省の防衛監察本部が平成29年に実施した「南スーダン派遣施設隊日々報告」（以下「日報」という。）の管理状況に関する特別防衛監察において、特定職員A、特定職員B及び特定職員Cに対して行われた聴取の結果記録書である。

原処分で防衛省は、「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」「今後の同種事案において、被面談者が誠実な回答を躊躇するなど、監察業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ことなどを理由に、一部を不開示とする決定を行っている。

しかしながら、この特別防衛監察の結果、特定職員A及び特定職員Bの対応は「職務遂行の義務（自衛隊法56条）違反に該当し、不適切である」と認定され、（略）懲戒処分を受けている。

陸上幕僚監部及び中央即応集団がとった対応は「行政文書の開示義務（法5条）違反につながるものであり、職務遂行の義務（自衛隊法56条）違反に該当し、不適切である」と認定され、（略）懲戒処分を受けている。

このように違法で瑕疵のあった行政について、防衛省および当事者である特定職員A、特定職員B及び特定職員Cには国民に情報を公開して説明する責任があり、「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」「今後の同種事案において、被面談者が誠実な回答を躊躇するなど、監察業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ことを理由にした一部不開示決定は著しく合理性を欠き、不適切と言わざるをえない。

よって、原処分を取り消し、本件対象文書のうち、「聴取内容の全て」について開示することを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、別紙の2に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年7月13日付け防官文第11534号ないし同第11536号により、法5条1号及び6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号イに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特別防衛監察の結果、特定職員A、特定職員Bの対応は「職務遂行の義務（自衛隊法56条）違反に該当し、不適切である」と認定され、（略）懲戒処分を受けている。」「陸上幕僚監部及び中央即応集団がとった対応は「行政文書の開示義務（法5条）違反につながるものであり、職務遂行の義務（自衛隊法56条）違反に該当し、不適切である」

と認定され、これらを指導・監督する地位にあった特定職員Cは（略）の懲戒処分を受けている。」「このように違法で瑕疵のあった行政について、防衛省および当事者である特定職員A，特定職員B及び特定職員Cには国民に情報を公開して説明する責任があり，「公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがある」「今後の同種事案において，被面談者が誠実な回答を躊躇するなど，監察業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ことを理由にした一部不開示決定は著しく合理性を欠き，不適切と言わざるをえない。」として，原処分を取り消し，本件対象文書のうち，「聴取内容の全て」について開示することを求めるが，原処分においては，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，上記2のとおり，本件対象文書の一部が，同条1号及び6号イに該当するため不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

よって，審査請求人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 令和4年9月22日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第545号ないし同第547号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月13日 審議（同上）
- ④ 同年11月17日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年12月1日 令和4年（行情）諮問第545号ないし同第547号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙の1に掲げる9文書である。

審査請求人は，本件対象文書の不開示部分のうち，「聴取内容の全て」（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）当審査会において本件対象文書を見分したところ，本件不開示部分には，特別防衛監察に当たり，防衛監察本部が特定職員から聴取した具体的かつ詳細な内容がありのまま記載されているものと認められる。

被聴取者の氏名が開示されていることから，当該部分を公にすることにより，被聴取者との信頼関係が損なわれ，今後の同種事案において，被聴取者が誠実な回答をちゅうちょしたり，事実を隠蔽するなどして，

事実を解明するために必要かつ十分な情報が得られないなど、監察業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

(2) したがって、本件不開示部分は、法5条6号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

## 別紙

### 1 本件対象文書

- |     |           |        |          |
|-----|-----------|--------|----------|
| (1) | 聴取結果記録書 1 | 統合幕僚監部 | 特定職員 A 分 |
| (2) | 聴取結果記録書 2 | 統合幕僚監部 | 特定職員 A 分 |
| (3) | 聴取結果記録書 1 | 統合幕僚監部 | 特定職員 B 分 |
| (4) | 聴取結果記録書 2 | 統合幕僚監部 | 特定職員 B 分 |
| (5) | 聴取結果記録書 1 | 統合幕僚監部 | 特定職員 C 分 |
| (6) | 聴取結果記録書 2 | 統合幕僚監部 | 特定職員 C 分 |
| (7) | 聴取結果記録書 3 | 統合幕僚監部 | 特定職員 C 分 |
| (8) | 聴取結果記録書 4 | 統合幕僚監部 | 特定職員 C 分 |
| (9) | 聴取結果記録書 5 | 統合幕僚監部 | 特定職員 C 分 |

### 2

- (1) 「南スーダン派遣施設隊日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察で、防衛監察本部が特定職員 A に対して行った聴取の記録（聴取結果記録書）
- (2) 「南スーダン派遣施設隊日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察で、防衛監察本部が特定職員 B に対して行った聴取の記録（聴取結果記録書）
- (3) 「南スーダン派遣施設隊日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察で、防衛監察本部が特定職員 C に対して行った聴取の記録（聴取結果記録書）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
記録作成者の所属の一部、氏名及び印影並びに聴取者の所属の一部及び氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、監察の聞き取り調査に係る情報であって、これを公にすることにより、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条1号及び6号イに該当するため不開示とした。
聴取内容の全て	個人の供述内容が記載されており、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、今後の同種事案において、被面談者が誠実な回答をちゅうちょするなど、監察業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条1号及び6号イに該当するため不開示とした。